

【施設基準届出事項】

許可指定事項

- ◇ 保険医療機関
- ◇ 生活保護指定医療機関
- ◇ 労災保険指定医療機関
- ◇ 被爆者一般疾病医療機関
- ◇ 難病指定医療機関

診療報酬施設基準

- ◇ 一般名処方加算
- ◇ 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ◇ 酸単
- ◇ 短期滞在手術等基本料1
- ◇ 電子的診療情報連携体制整備加算2
- ◇ 外来・在宅ベースアップ評価料(1)



よつ葉内科クリニック
Yotsuba Gastroenterology Clinic

明細書発行に関するお知らせ

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

R7年12月より負担金が発生しない方へ明細書の発行を開始いたしました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の、その代行の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。



よつ葉内科クリニック

TEL. 095-895-9608

〒852-8061 長崎市滑石5丁目9番37号

外来・在宅ベースアップ評価料(1)に係る掲示について

当院では、ベースアップ評価料を算定しています。

これは医療従事者の待遇改善により、より良い医療を提供できるよう環境を整える為、新設された取り組みです。患者様には、診療費の一部ご負担がかかる場合がありますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療従事者の賃上げに全て充てられます。

一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、有効成分を処方箋に記載する『一般名処方』を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が供給しやすくなります。

また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組みが導入されています。

一般名処方についてご不明な点などがありましたら、スタッフまでご相談ください。

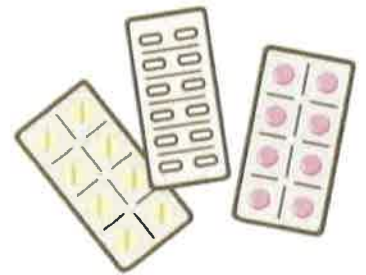
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

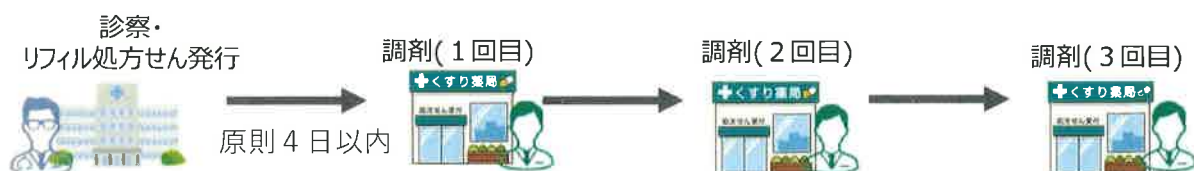
のいずれの対応も可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方できません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

電子的診療情報連携体制整備加算2について

令和8年6月の改定により以下の点数を算定しています。

患者様のご理解とご協力をお願い致します。

初診時:月に1回 9点

再診時:月に1回 2点

- ① オンライン請求を行っています。
- ② 診療報酬明細書を無償で交付しています。
- ③ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④ オンライン資格確認システムで取得した診療情報を診察室及び処置室等において閲覧及び活用し質の高い診療ができるよう体制を整えています。
- ⑤ マイナ保険証利用について一定の実績を有しています。
- ⑥ マイナポータルの医療情報に基づき患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を整えています。
- ⑦ 明細書発行に関する事項、医療 DX 推進の体制に関する事項等について院内及びウェブサイトに掲載しています。
- ⑧ 以下の条件を満たす電子カルテを有しています。
 - ・厚生労働省『医療情報システムの安全管理に関するガイドライン』に準拠した体制である。
 - ・電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有している。
 - ・電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している。